

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引き上げられました。この地方消費税の増収分(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。当市の平成27年度当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)

平成27年度交付額

796,242

(歳出)

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

(単位:千円)

事業名	総事業費 A	Aのうち、 社会保障施策 に要する経費 B *1	Bの財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金) *2	その他
福祉医療費給付事業	577,521	520,002	192,131	0	0	239,547	88,324
障がい者支援事業	1,298,714	1,269,860	952,380	0	0	231,955	85,525
児童福祉総務費	1,995,920	1,869,928	1,425,453	0	0	324,740	119,735
	3,872,155	3,659,790	2,569,964	0	0	796,242	293,584

* 1…引き上げ分に係る地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人工費は除く)」に充てることとされているため、上記事業のうち扶助費のみを抽出した額を記載。

* 2…地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。